



土地・家屋の利用状況を変更された場合はご連絡を！



税務課資産税係
(三田川庁舎) ☎37-0334

固定資産税の適正かつ公平な課税を行うためには、利用状況の把握が必要です。

町では、実地調査等により状況把握に努めていますが、所有者様からご申告(ご連絡)いただくことが最も有効な把握方法となります。

土地、家屋の利用状況を変更された場合または過去に変更されていて課税と現況に相違が生じている場合は、お手数をおかけしますが、税務課へご連絡をお願いします。



“ご連絡をいただきたい利用状況変更”の例

●土地の利用状況を変更した場合

例：課税地目「山林」の土地の樹木を伐採し、資材置き場として使用している。

●家屋の一部または全部の用途を変更した場合

例：「事務所」として使用していた建物を「居宅」に変更して使用している。

●家屋の一部または全部を取り壊した場合

●家屋を新築または増築した場合

※利用状況変更についての登記をされている場合は、ご連絡は不要です。ただし、住宅用地への変更又は住宅用地から他の用途への変更は、変更登記の有無にかかわらず「住宅用地申告書」を提出していただく必要があります。